

# 契約の状況を把握・公表するための資料

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

## 1, 随意契約の基準について

業務方法書又は会計規程等に随意契約の基準を具体的に規定している。	(独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構契約事務実施規則)
この基準を、ホームページ上で公表している。	

随意契約によることができる限度額(平成19年6月1日現在)

契約の種類	金額
工事	500万円以下
製造	500万円以下
財産の買入	500万円以下
貸借料	500万円以下
財産の売払	500万円以下
賃貸料	500万円以下
役務	500万円以下

(参考)国の随意契約によることができる場合の基準  
(予算決算及び会計令第99条)

契約の種類	金額
工事	250万円以下
製造	250万円以下
財産の買入	160万円以下
貸借料	80万円以下
財産の売払	50万円以下
賃貸料	30万円以下
役務	100万円以下

## 2, 平成18年度に締結した契約の状況

契約形態の内訳

	件数	金額
総支出	2,650件	18,234,550千円
一般競争入札	424件	4,422,770千円
指名競争入札	0	0
随意契約	2,226件	13,811,780千円
うち企画競争・公募	304件	6,990,609千円
うち競争的研究資金	311件	876,547千円
その他	0	0

平均落札率(一般競争入札及び指名競争入札) 90.28%

- 注1: 対象とする契約及び契約金額は、工事・製造(250万円以上)、財産の買入れ(160万円以上)、物件の借入れ(予定年額賃借料または総額が80万円以上)、役務提供(100万円以上)。  
 注2: 契約年月日が、平成18年度中の契約を記載。但し、単価契約については、17年度に契約をして18年度初めて支払った契約について、年度中に支払った金額を算入。  
 注3: 「随意契約(企画競争・公募)」は、独立行政法人が自ら公募を行った契約をいう。  
 注4: 「随意契約(競争的研究資金)」は、総合科学技術会議(内閣府)に登録されている競争的研究資金による契約をいう。(但し、注3に該当する契約を除く。)

## 3, 随意契約から一般競争及び企画競争・公募による契約方式への移行した具体例 (平成18年度契約)

具体例(金額)	
・フルカラーデジタル複合機賃借及び保守管理業務	(7,023千円)
・消防用設備点検業務	(2,446千円)
・管理棟室内環境ほか4件測定業務	(1,011千円)
・動物衛生高度研究施設滅菌設備定期点検業務	(17,472千円)
・実験廃水処理施設運転保守管理業務	(9,114千円)
・RI施設に関する環境モニタリング及び点検業務ほか	(2,998千円)

## 4, その他(見直す予定の有無等)

随意契約によることができる限度額については、国の基準と同額に引き下げるよう、平成19年9月末までに独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構契約事務実施規則の改正を予定。